

盛土に関する専門会議開催要綱

(開催目的)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）に基づく区域指定等に向けた検討を行うため、盛土に関する専門会議（以下、「会議」という）を開催する。

(議事内容)

第2条 会議では、次の事項について、参考となる意見を収集する。

- (1) 区域指定に関する事項
- (2) 既存盛土調査に関する事項
- (3) 盛土規制法の運用などに関する必要な事項

(構成員)

第3条 地盤や防災などに対して優れた識見や専門知識も有する者ののうち意見聴取が可能な構成員を市長が選任する。

なお、市長は必要に応じて構成員を適宜追加することができる。

(任期)

第4条 構成員の任期は2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間、追加の構成員の任期は、すでに選任されている構成員の残任期間とする。

(事務局)

第5条 会議の事務局を、建築都市局計画部開発指導課に置く。

(会議)

第6条 会議は事務局が招集し、進行にあたる。

- 2 会議は、必要と認めるときは、構成員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則としてこれを公開する。ただし、その内容が、北九州市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（不開示情報）に関するものであるとき、または、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

(守秘義務)

第8条 構成員は、その職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、退いた後も同様とする。

(経費の支弁)

第9条 市は、会議の構成員に対し、会議の出席に対して報償費及び交通費を支弁するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が構成員の意見を聴いて別に定める。

附則

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

この要綱は、令和8年1月9日限り、その効力を失う。